

■その他の内容に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答(HP公表用)
1							公園について指定管理者制度を適用することは可能でしょうか。	整備される広場においては、市内公園と同等の管理を想定しており、指定管理者制度の適用は行わない方針です。
2	豊中市開発行為等に関する手引き	4	1	2	1		開発行為の可否に関わらず、北側・南側道路のセットバックは必要でしょうか。またセットバックが必要な場合、必要幅員をご教示頂きたい。	セットバックは必要です。 後退幅員は都市計画法第29条の許可の可否によって変動があります。 また、開発許可条件以外において、旧野田小学校校接道緑化(花壇等)を撤去する場合は、それに代わる景観整備をお願いします。
3							本開発は、区画の変更に該当すると思いますが開発行為に該当しますでしょうか。(＝29条許可が必要でしょうか) 開発道路の整備なし、切土・盛土がない前提です。もし開発行為に該当する場合、必要な整備条件をご教示いただきたい。	都市計画法第29条の許可を要します。 整備条件については造成計画、建物計画を示していただいたうえで検討する内容になります。
4							敷地南側の花壇撤去の際に、掘る行為につきまして切土(形の変更)とみなされ、開発行為に該当しますでしょうか。(＝29条許可が必要でしょうか)	造成の規模により開発行為に該当するか判断します。
5							現況道路幅員・認定道路幅員の分かる資料をご教示いただきたい。	認定道路の幅員は別添資料よりご確認ください。 また、現況道路の幅員は現地で計測してください。
6	環境影響評価(環境アセスメント)制度について 豊中市(パンフレット)						本件、環境アセスに該当しますでしょうか。 また該当する本パンフレットP.3に記載のどのレベル予測(どのような指導・調査)になるかご教示いただきたい。	該当します。レベル1での調査をお願いします。
7							雨水貯留施設・防火水槽は、整備が必要でしょうか。(増設など)	敷地面積1000㎡以上の物件については、雨水抑制槽の協議対象になります。(協議ではありますが、敷地面積を鑑みると必須レベルになります) 位置については特に指定はありませんが、敷地内の排水ルートからおのずと最終柵(公共柵)の付近になると思われます。 目安としては、1ヘクタール当たり100トンであるため、当該物件の面積が1.7ヘクタールの場合、おおむね170トン程度が想定されるボリュームとなります。 (開発敷地にこども園も含まれているのであれば、その分も含める必要があります。) 防火水槽については、募集要項No.38の回答をご参照ください。
8							本件、埋蔵文化財包蔵地外ですが、試掘を求められますでしょうか。また試掘費用の負担についてご教示頂きたい。	埋蔵文化財包蔵地外であっても、開発面積500㎡以上の場合、計画内容によっては試掘調査への協力を費用負担も含めてお願いする場合があります。
9							こども園の工事スケジュールにつきまして、既に関示いただいているものから変更はございませんでしょうか。	募集要項No.23の回答をご参照ください。
10							交通規制や車両通行許可等について、警察と協議することは問題ないでしょうか。	問題ありません。

■その他の内容に関する質問への回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答(HP公表用)
11							公共負担金の有無についてご教示頂きたい。 (水道負担金について)	加入金については制度が廃止されたため不要です。 なお、給水装置工事の申込に係る市納金として、手数料および工事概算金が必要となります。
12	旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書(令和6年11月)						旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書(令和6年11月)において土壌採取・分析をされています。 No.2、3、4、6においてひ素及びその化合物・鉛及びその化合物が基準値を超過している事が確認されるにも関わらず土壌汚染状況調査、区域の指定が不要と判断される理由・考え方をご教示いただきたい。またその判断は、環境部環境指導課が判断しているとの認識でよろしいでしょうか。また万が一、事業者選定後上記の判断が覆り、調査命令が出た場合、調査費用および土壌汚染が存在することによる増工費用は事業者の負担と考えてよろしいでしょうか。	本報告書で基準超過が確認されたのは廃棄物層であり、調査の対象となる廃棄物層の直下は不透水層であるため、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」に則り、調査が必要となる土壌汚染には当たらないと環境部環境指導課が判断しています。 また、ご認識のとおり、調査命令が出た場合の増工費用は事業者負担となります。
13	豊中市立野田小学校地歴調査業務委託報告書(令和4年12月) 旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書(令和6年11月)						別添資料③地歴調査業務委託報告書(令和4年)の調査結果で土壌汚染のおそれは低いとの結果になった後に、土壌調査(土壌調査業務報告書(令和6年))に至った経緯をご教示いただきたい。	地歴調査の結果、塵芥処理場の地歴があったため、自主調査として行いました。
14	豊中市立野田小学校地歴調査業務委託報告書(令和4年12月) 旧野田小学校土壌調査業務分析結果報告書(令和6年11月)						残土の捨て場から汚染の有無のエビデンスを求められた際に、既に開示いただいている資料を提出すれば、土壌汚染がないと判断いただけるという認識で相違ないでしょうか。	残土処分場の方針に沿って対応してください。
15							建物新築時に掘り返さない部分の塵芥につきましては、除去することなくそのまま問題なしという認識でよろしいでしょうか。	整備内容に沿って、法令に従って処理してください。
16							住宅敷地に駐車場出入口を2ヵ所設けることは、問題ないでしょうか。	原則一敷地に一箇所ですが、建築基準法としては、大阪府建築基準法施行条例における自動車の出入口の制限など法令の範囲内であれば、駐車場の出入口を2ヵ所計画することは可能です。